

東京地方裁判所 令和●●年（○○）第●●号 訴えの追加的併合請求事件
国側当事者・国（東京国税局長）
令和3年10月8日棄却・控訴

判 決

原告	X
同訴訟代理人弁護士	村田 敏
被告	国
同代表者法務大臣	上川 陽子
処分行政庁	東京国税局長 市川 健太
同指定代理人	江原 謙一 濱辺 希 若狭 圭悟 宍道 浩介 三島 雅之

主 文

- 1 原告の請求を棄却する。
- 2 訴訟費用は原告の負担とする。

事実及び理由

第1 請求

東京国税局長（以下「本件局長」という。）が平成31年3月6日付けで原告に対してした別紙1債権目録記載の債権（以下「本件債権」という。）の差押処分（以下「本件差押処分」という。）を取り消す。

第2 事案の概要

本件は、本件局長が、別紙2-1租税債権目録（1）記載の滞納国税（以下「本件滞納国税」という。）を徴収するため、本件債権を有する原告に対し、本件差押処分をしたところ、原告が、本件滞納国税の徴収権は時効により消滅したものであるから、本件差押処分は違法であるとして、その取消しを求めた事案である。

1 関係法令

- （1）憲法84条は、新たに租税を課し、又は現行の租税を変更するには、法律又は法律の定める条件によることを必要とする旨を定めている。
- （2）ア 民法（平成29年法律第44号による改正前のもの。以下同じ。）147条柱書きは、時効は、次に掲げる事由によって中断する旨を定めている。そして、同条1号は、請求を掲げ、同条2号は、差押え、仮差押え又は仮処分を掲げ、同条3号は、承認を掲げている。

イ 民法153条は、催告は、6箇月以内に、裁判上の請求、差押え、仮差押え又は仮処分等をしなければ、時効の中断の効力を生じない旨を定めている。

ウ 民法157条1項は、中断した時効は、その中断の事由が終了した時から、新たにその進行を始める旨を定めている。

- (3) ア 国税通則法（平成29年法律第45号による改正前のもの。以下同じ。）72条3項は、国税の徴収権の時効については、この節に別段の定めがあるものを除き、民法の規定を準用する旨を定めている。

イ 国税通則法73条1項柱書きは、国税の徴収権の時効は、次の各号に掲げる処分に係る部分の国税については、その処分の効力が生じた時に中断し、当該各号に掲げる期間を経過した時から更に進行する旨を定めている。そして、同項4号は、督促については、督促状又は督促のための納付催告書を発した日から起算して10日を経過した日（同日前に国税徴収法47条2項の規定により差押えがされた場合には、そのされた日）までの期間とする旨を定め、国税通則法73条1項5号は、交付要求については、その交付要求がされている期間（国税徴収法82条2項の通知がされていない期間があるときは、その期間を除く。）とする旨を定めている。

また、国税通則法73条4項は、国税の徴収権の時効は、延納、納税の猶予又は徴収若しくは滞納処分に関する猶予に係る部分の国税（当該部分の国税に併せて納付すべき延滞税及び利子税を含む。）につき、その延納又は猶予がされている期間内は、進行しない旨を定めている。

- (4) ア 国税徴収法47条1項柱書きは、次の各号に該当するときは、徴収職員は、滞納者の国税につきその財産を差し押えなければならない旨を定めている。そして、同項1号は、滞納者が督促を受け、その督促に係る国税をその督促状を発した日から起算して10日を経過した日までに完納しないときを掲げている。

イ 国税徴収法62条1項は、債権（電子記録債権法2条1項に規定する電子記録債権を除く。以下この条において同じ。）の差押えは、第三債務者に対する債権差押通知書の送達により行う旨を定めている。

また、国税徴収法62条3項は、同条1項の差押えの効力は、債権差押通知書が第三債務者に送達された時に生ずる旨を定めている。

ウ 国税徴収法82条2項は、税務署長は、交付要求をしたときは、その旨を滞納者に通知しなければならない旨を定めている。

2 前提事実

次の事実は、当事者間に争いのない事実又は当裁判所に顕著な事実のほか、掲記の証拠（なお、以下、書証番号は、特記しない限り、枝番の記載を省略する。）又は弁論の全趣旨によって認めることができる事実である。

(1) 当事者等

ア 原告は、A（平成26年10月●日死亡。以下「本件亡父」という。）とB（平成29年1月●日死亡。以下「本件亡母」という。）との間の子である。（甲1、乙5、6）

イ 本件亡父は、C（平成2年12月●日死亡。以下「本件亡祖父」という。）とD（昭和63年4月●日死亡）との間の子である。（甲1）

(2) 本件亡父による申告等

- ア 本件亡父は、本件亡祖父の相続（以下「本件相続」という。）に係る相続税について、玉川税務署長（以下「本件税務署長」という。）に対し、平成4年1月14日、本件亡父が納付すべき相続税の額を3663万8000円とする期限後申告書を提出するとともに（以下、これにより本件亡父が納付すべきことになった相続税を「本件相続税（期限後申告分）」という。）、本件相続税（期限後申告分）の延納を申請する相続税延納申請書（以下、当該期限後申告書と併せて「本件期限後申告書等」という。）を提出した。（乙7、8）
- イ 上記アの期限後申告書の提出を受け、本件税務署長は、本件亡父に対し、平成4年3月31日付けで、無申告加算税の額を549万4500円とし、納期限を同年4月30日とする無申告加算税の賦課決定処分をした。（乙9）
- ウ 本件亡父は、本件相続に係る相続税について、本件税務署長に対し、平成4年4月27日、本件亡父が追加して納付すべき相続税の額を1億4655万2000円とする修正申告書を提出するとともに（以下、これにより本件亡父が追加して納付すべきことになった相続税を「本件相続税（修正申告分）」という。）、本件相続税（修正申告分）の延納を申請する相続税延納申請書（以下、当該修正申告書と併せて「本件修正申告書等」という。）を提出した。（乙10、11）
- エ 上記ウの修正申告書の提出を受け、本件税務署長は、本件亡父に対し、平成4年5月29日付けで、無申告加算税の額を2198万2500円とし、納期限を同年6月29日とする無申告加算税の賦課決定処分をした。（乙12）
- (3) 本件亡父に対する督促等
- ア 本件税務署長は、本件亡父に対し、平成4年5月27日、督促状を発して前記(2)イの無申告加算税（なお、別紙2-2租税債権目録(2)記載の順号8の滞納国税は、当該無申告加算税から平成5年5月10日に納付された20万円を控除した部分に係るものであった。以下、同目録記載の滞納国税のうち、同目録記載の順号8に係るものを「承継前滞納国税8」といい、同目録記載の他の順号に係るものも同様に表記する。）の納付の督促（以下、承継前滞納国税1ないし9の納付の督促のうち、承継前滞納国税8に係るものを「本件督促8」といい、他の滞納国税に係るものも同様に表記する。）をした。（乙9）
- イ 本件税務署長は、本件亡父に対し、平成4年7月29日、督促状を発して前記(2)エの無申告加算税（なお、承継前滞納国税9は、当該無申告加算税に係るものであった。）の納付の督促（本件督促9）をした。（乙12）
- ウ 本件局長は、平成5年2月24日付けで、本件税務署長から、承継前滞納国税8及び9の徴収の引継ぎを受けた。（甲1）
- エ 本件税務署長は、平成6年6月30日付けで、本件亡父が所有し又は共有する別紙3物件目録記載の不動産に抵当権を設定した上、前記(2)ア及びウの延納をいずれも許可した（以下、これらの許可を「本件各延納許可」という。なお、承継前滞納国税1ないし4は、これにより延納された本件相続税（期限後申告分）に係るものであり、承継前滞納国税5ないし7は、これにより延納された本件相続税（修正申告分）に係るものであった。また、承継前滞納国税1ないし3、5及び6の分納期限は、別紙2-2租税債権目録(2)記載の「納期限」欄のとおりであり、承継前滞納国税4及び7の分納期限は、平成

9年4月10日よりも後であった。)。 (乙13ないし15)

オ 本件税務署長は、本件亡父に対し、平成7年9月29日、督促状を發して承継前滞納国税1及び5の納付の督促(本件督促1及び5)をした。(乙16の1、16の5)

カ 本件税務署長は、本件亡父に対し、平成8年2月29日、督促状を發して承継前滞納国税2の納付の督促(本件督促2)をした。(乙16の2)

キ 本件税務署長は、本件亡父に対し、平成8年5月29日、督促状を發して承継前滞納国税6の納付の督促(本件督促6)をした。(乙16の6)

ク 本件税務署長は、本件亡父に対し、平成9年2月18日、督促状を發して承継前滞納国税3の納付の督促(本件督促3)をした。(乙16の3)

ケ 平成8年11月15日付けで、本件亡父が所有する不動産(別紙3物件目録記載の不動産以外のもの)に係る競売の開始決定がされたことを受け、本件局長は、承継前国税8及び9を徴収するため、平成9年1月16日、交付要求(以下「本件交付要求」という。)をすることとし、当該競売の開始決定をした横浜地方裁判所に対し、同月18日、これに係る交付要求書を送達するとともに、滞納者である本件亡父に対し、同日頃、これに係る交付要求通知書を送達した。(乙17、33)

コ 本件亡父が本件各延納許可に係る承継前滞納国税1ないし3、5及び6を滞納した上、平成8年10月22日付けで、別紙3物件目録記載3ないし6の不動産に係る競売の開始決定がされたことを受け、本件局長は、平成9年4月10日付けで、本件各延納許可をいずれも取り消した(なお、これらの取消しにより、承継前滞納国税4及び7の納期限は、同日になった。)。 (乙13、18、19)

サ 本件税務署長は、本件亡父に対し、平成9年4月18日、督促状を發して承継前滞納国税4及び7の納付の督促(本件督促4及び7)をした。(乙16の4、16の7)

シ 本件局長は、平成9年5月26日付けで、本件税務署長から、承継前滞納国税1ないし7の徴収の引継ぎを受けた。(甲1)

ス 本件局長は、承継前国税1ないし7を徴収するため、平成12年5月18日付けで、別紙3物件目録記載7の不動産の差押処分(以下「平成12年差押処分」という。)をした上、同月22日、その旨の登記を経由した。その後、この平成12年差押処分の解除等がされたことはない。(乙13、20)

(4) 本件訴えに至る経緯等

ア 本件亡父は、大韓民国国籍を有する外国人であり、平成26年10月●日に開始した本件亡父の相続に係る法定相続人は、大韓国民法の規定により、配偶者である本件亡母及び直系卑属である原告ほか4名の合計5名であったところ、本件亡母及び原告以外の者は、いずれも適法に相続放棄をした。これにより、本件亡父に課されるべき又は本件亡父が納付し若しくは徴収されるべき国税を納める義務については、原告がその5分の2を承継し、本件亡母がその5分の3を承継することになった。(乙21ないし27)

イ 平成29年1月●日に開始した本件亡母の相続に係る法定相続人は、子である原告ほか3名であったところ、原告以外の者は、いずれも適法に相続放棄をした。これにより、本件亡母に課されるべき又は本件亡母が納付し若しくは徴収されるべき国税を納める義務については、原告がその全てを承継することになった。(乙24、25、28)

ウ 前記ア及びイの相続等を受け、本件局長は、別紙2-1租税債権目録(1)記載のとおり

り、承継前滞納国税1ないし9を納める義務が本件亡父から直接又は本件亡母を介して原告に承継されたとして（なお、これらの承継により原告が負担した滞納国税が本件滞納国税である。）、原告に対し、平成29年6月16日、これらに係る納税義務承継通知書を送付したが、その後も、本件滞納国税が完納されることはなかった。（乙29、30）

エ 本件局長は、本件滞納国税を徴収するため、国税徴収法47条1項及び62条1項の規定に基づき、本件債権を有する原告に対し、平成31年3月6日付けで、本件差押処分をした上、第三債務者である東京都知事に対し、同月8日、これに係る差押通知書を送達した。（乙31、32）

オ 原告は、本件差押処分を不服として、令和元年6月4日、国税不服審判所長に対する審査請求をした。（乙1）

カ 国税不服審判所長は、令和2年5月13日付けで、上記オの審査請求を棄却する旨の判決をした上、原告の代理人であるE弁護士に対し、同月20日、これに係る判決書謄本を送達した。（甲1、乙2ないし4）

キ 原告は、令和2年11月16日、上記カの判決の取消しを求める訴えを提起したが、その後、行政事件訴訟法19条1項の規定に基づき、本件訴えを併合して提起した上、当該判決の取消しを求める訴えを取り下げ、被告も、この取下げに同意した。

3 争点及び争点に関する当事者の主張

本件では、本件差押処分の適法性（具体的には、本件滞納国税の徴収権が時効により消滅したものであるか否か。）が争点になっており、この争点に関する当事者の主張は、次のとおりである。

(1) 被告の主張

ア 本件局長は、本件督促1ないし9がされた後も、本件亡父が承継前滞納国税1ないし9を完納せず、また、これらが原告に承継された後も、原告が本件滞納国税を完納しなかったことから、本件滞納国税を徴収するため、国税徴収法47条1項及び62条1項の規定に基づき、本件債権を有する原告に対し、本件差押処分をした上、第三債務者である東京都知事に対し、本件差押処分に係る差押通知書を送達したものであり、本件差押処分には、何らの瑕疵もない。そのため、本件差押処分が適法なものであることは明らかである。

イ これに対し、原告は、本件滞納国税の徴収権が時効により消滅したものであるか否かを争っているので、以下、この点について検討する。

(ア) 承継前滞納国税1ないし4は、いずれも本件相続税（期限後申告分）に係るものであり、これらの徴収権の時効は、法定納期限である平成3年6月●日の翌日から進行していたが、それから5年間が経過する前の平成4年1月14日に、国税通則法72条3項の規定で準用する民法147条3号所定の承認に該当する本件期限後申告書等の提出がされたことから、当該時効は、いずれも中断し、同日から新たに進行することになった。また、本件各延納許可により延納がされていた期間内については、国税通則法73条4項の規定が適用される所、同日から当該期間を除いて5年間が経過する前の平成7年9月29日から平成9年4月18日までに、同条1項4号所定の督促に該当する本件督促1ないし4がされたことから、当該時効は、いずれも中断し、これらの督促状を発送した日から起算して10日を経過した日の翌日から新たに進行することになった。さらに、それから5年間が経過する前の平成12年5月18日に、同法72条3項の規定で

準用する民法147条2号所定の差押えに該当する平成12年差押処分がされたことから、当該時効は、いずれも中断することになり、承継前滞納国税1ないし4が原告に承継された後も、いまだに完成していない。

(イ) 承継前滞納国税5ないし7は、いずれも本件相続税（修正申告分）に係るものであり、これらの徴収権の時効は、法定納期限である平成3年6月●日の翌日から進行していたが、それから5年間が経過する前の平成4年4月27日に、国税通則法72条3項の規定で準用する民法147条3号所定の承認に該当する本件修正申告書等の提出がされたことから、当該時効は、いずれも中断し、同日から新たに進行することになった。また、本件各延納許可により延納がされていた期間内については、国税通則法73条4項の規定が適用される場所、同日から当該期間を除いて5年間が経過する前の平成7年9月29日から平成9年4月18日までに、同条1項4号所定の督促に該当する本件督促5ないし7がされたことから、当該時効は、いずれも中断し、これらの督促状の発した日から起算して10日を経過した日の翌日から新たに進行することになった。さらに、それから5年間が経過する前の平成12年5月18日に、同法72条3項の規定で準用する民法147条2号所定の差押えに該当する平成12年差押処分がされたことから、当該時効は、いずれも中断することになり、承継前滞納国税5ないし7が原告に承継された後も、いまだに完成していない。

(ウ) 承継前滞納国税8及び9は、前記2(2)イの無申告加算税の一部及び前記2(2)エの無申告加算税に係るものであり、これらの徴収権の時効は、法定納期限である平成3年6月●日の翌日から進行していたが、それから5年間が経過する前の平成4年5月27日から同年7月29日までに、国税通則法73条1項4号所定の督促に該当する本件督促8及び9がされたことから、当該時効は、いずれも中断し、これらの督促状を発した日から起算して10日を経過した日の翌日から新たに進行することになった。また、それから5年間が経過する前の平成9年1月18日に、国税通則法73条1項5号所定の交付要求に該当する本件交付要求がされ、同日頃に、国税徴収法82条2項所定の通知もされたことから、当該時効は、いずれも中断することになった。さらに、その翌日から5年間が経過する前の平成12年5月18日には、同法72条3項の規定で準用する民法147条2号所定の差押えに該当する平成12年差押処分がされたことから、当該時効は、いずれも中断することになり、承継前滞納国税8及び9が原告に承継された後も、いまだに完成していない。

(エ) したがって、本件滞納国税の徴収権が時効により消滅したものであるとは認められない。

(オ) なお、国税通則法73条1項柱書き及び同項4号の規定は、同法72条3項所定の別段の定めとして置かれたものであるから、同号所定の督促がされた場合に民法153条の規定が準用されないことは明らかであるし、同号所定の督促によって時効の中断の効力を認めたとしても、それをもって、憲法84条に規定する租税法律主義の原則等に違反することにはならないと解される。

ウ 以上で述べたところによれば、本件差押処分は適法なものであると認められる。

(2) 原告の主張

ア 最高裁昭和●●年(○○)第●●号同43年6月27日第一小法廷判決・民集22巻6

号1379頁（以下「昭和43年判決」という。）によれば、国税の徴収権についても、民法153条の規定が準用されるものと解される。そして、本件滞納国税は、承継前滞納国税1ないし9が原告に承継されたものであるところ、平成12年差押処分がされる平成12年5月18日までに、既に法定納期限から5年間が経過していたし、被告の主張する本件督促1ないし9は、いずれも実質的には催告としての性質を有するものとどまり、同条の規定の準用により、6箇月以内に同条所定の措置がされない限り、時効の中断の効力は生じないことになるから、本件滞納国税の徴収権が時効により消滅したものであることは明らかである。

イ また、国税通則法72条3項所定の別段の定めについては、限定的に解釈すべきものであるし、憲法84条に規定する租税法律主義の原則等に照らすと、民法153条の規定の準用を排除するのであれば、それを法律で明記しなければならないことになるが、国税通則法73条1項4号の規定をみても、民法153条の規定との関係が明記されていない。そのため、同号所定の督促のみによって時効の中断の効力を認めて同条の規定の準用を排除することは、憲法84条に規定する租税法律主義の原則等に違反するものといえるから、それを前提とする本件差押処分は違法であり、直ちに取り消されるべきである。

ウ 以上で述べたところによれば、本件滞納国税の徴収権が時効により消滅したものであることは明らかであり、本件差押処分は違法なものであると認められる。

第3 当裁判所の判断

- 1 本件では、本件差押処分の適法性に関して、専ら本件滞納国税の徴収権が時効により消滅したものであるか否かが争われており、その余の点については、原告も争っていない。
- 2 そこで、以下、本件滞納国税の徴収権が時効により消滅したものであるか否かについて検討する。

(1) ア 承継前滞納国税1ないし4は、いずれも本件相続税（期限後申告分）に係るものであり、これらの徴収権の時効は、法定納期限である平成3年6月●日の翌日から進行していたが、前記第2の2（2）アのとおり、本件亡父は、本件税務署長に対し、それから5年間が経過する前の平成4年1月14日に、本件期限後申告書等を提出した。これは、本件亡父が、本件税務署長に対し、本件相続税（期限後申告分）を納める義務の存在を認識している旨を表示するものであり、国税通則法72条3項の規定で準用する民法147条3号所定の承認に該当するものといえるから、当該時効は、いずれも中断し、同日から新たに進行することになった。

イ また、前記第2の2（3）エのとおり、平成6年6月30日付けで、本件各延納許可がされたところ、本件各延納許可により延納がされていた期間内については、国税通則法73条4項の規定が適用されるので、承継前滞納国税1ないし4の徴収権の時効は、いずれも停止することになった。そして、前記第2の2（3）オ、カ、ク及びサのとおり、上記アで述べた平成4年1月14日から当該期間を除いて5年間が経過する前の平成7年9月29日に、督促状を発して本件督促1がされ、同じく平成8年2月29日に、督促状を発して本件督促2がされ、同じく平成9年2月18日に、督促状を発して本件督促3がされ、同じく同年4月18日に、督促状を発して本件督促4がされたところ、これらは、いずれも同条1項4号所定の督促に該当するものといえるから、当該時効は、いずれも中断し、これらの督促状を発した日から起算して10日を経過した日の翌日

(承継前滞納国税1については、平成7年10月10日、承継前滞納国税2については、平成8年3月11日、承継前滞納国税3については、平成9年3月1日、承継前滞納国税4については、同年4月29日)から新たに進行することになった。

ウ さらに、前記第2の2(3)スのとおり、上記イで述べた本件督促1ないし4の督促状を発した日から起算して10日を経過した日の翌日から5年間が経過する前の平成12年5月18日付けで、平成12年差押処分がされたところ、これは、国税通則法72条3項の規定で準用する民法147条2号所定の差押えに該当するものといえるから、承継前滞納国税1ないし4の徴収権の時効は、いずれも中断することになった。そして、前記第2の2(3)スのとおり、その後、この平成12年差押処分の解除等がされたことはないから、当該時効は、いまだに完成していないというべきである。

(2) ア 承継前滞納国税5ないし7は、いずれも本件相続税(修正申告分)に係るものであり、これらの徴収権の時効は、法定納期限である平成3年6月●日の翌日から進行していたが、前記第2の2(2)ウのとおり、本件亡父は、本件税務署長に対し、それから5年間が経過する前の平成4年4月27日に、本件修正申告書等を提出した。これは、本件亡父が、本件税務署長に対し、本件相続税(修正申告分)を納める義務の存在を認識している旨を表示するものであり、国税通則法72条3項の規定で準用する民法147条3号所定の承認に該当するものといえるから、当該時効は、いずれも中断し、同日から新たに進行することになった。

イ また、前記第2の2(3)エのとおり、平成6年6月30日付けで、本件各延納許可がされたところ、本件各延納許可により延納がされていた期間内については、国税通則法73条4項の規定が適用されるので、承継前滞納国税5ないし7の徴収権の時効は、いずれも停止することになった。そして、前記第2の2(3)オ、キ及びサのとおり、上記アで述べた平成4年4月27日から当該期間を除いて5年間が経過する前の平成7年9月29日に、督促状を発して本件督促5がされ、同じく平成8年5月29日に、督促状を発して本件督促6がされ、同じく平成9年4月18日に、督促状を発して本件督促7がされたところ、これらは、いずれも同条1項4号所定の督促に該当するものといえるから、当該時効は、いずれも中断し、これらの督促状を発した日から起算して10日を経過した日の翌日(承継前滞納国税5については、平成7年10月10日、承継前滞納国税6については、平成8年6月9日、承継前滞納国税7については、平成9年4月29日)から新たに進行することになった。

ウ さらに、前記第2の2(3)スのとおり、上記イで述べた本件督促5ないし7の督促状を発した日から起算して10日を経過した日の翌日から5年間が経過する前の平成12年5月18日付けで、平成12年差押処分がされたところ、これは、国税通則法72条3項の規定で準用する民法147条2号所定の差押えに該当するものといえるから、承継前滞納国税5ないし7の徴収権の時効は、いずれも中断することになった。そして、前記第2の2(3)スのとおり、その後、この平成12年差押処分の解除等がされたことはないから、当該時効は、いまだに完成していないというべきである。

(3) ア 承継前滞納国税8及び9は、前記第2の2(2)イの無申告加算税の一部及び前記第2の2(2)エの無申告加算税に係るものであり、これらの徴収権の時効は、法定納期限である平成3年6月●日の翌日から進行していたが、前記第2の2(3)ア及びイの

とおり、それから5年間の経過する前の平成4年5月27日に、督促状を発して本件督促8がされ、同じく同年7月29日に、督促状を発して本件督促9がされた。これらは、いずれも国税通則法73条1項4号所定の督促に該当するものといえるから、当該時効は、いずれも中断し、これらの督促状を発した日から起算して10日を経過した日の翌日（承継前滞納国税8については、同年6月7日、承継前滞納国税9については、同年8月9日）から新たに進行することになった。

イ また、前記第2の2（3）ケのとおり、上記アで述べた本件督促8及び9の督促状を発した日から起算して10日を経過した日の翌日から5年間の経過する前の平成9年1月18日に、交付要求書による本件交付要求がされたところ、これは、国税通則法73条1項5号所定の交付要求に該当するものといえる。その上、前記第2の2（3）ケのとおり、原告に対しても、同日頃に、これに係る交付要求通知書が送達されたところ、これは、国税徴収法82条2項所定の通知に該当するものといえるから、承継前滞納国税8及び9の徴収権の時効は、いずれも中断し、本件交付要求がされていた期間を経過してから新たに進行することになった。なお、本件各証拠を精査しても、同日頃以降、いつまで本件交付要求がされていたのかが明らかではないが、少なくともその翌日の同月19日頃以降に、当該時効が新たに進行することになったと認めるのが相当である。

ウ さらに、前記第2の2（3）スのとおり、上記イで述べた平成9年1月19日頃から起算して5年間の経過する前の平成12年5月18日付けで、平成12年差押処分がされたところ、これは、国税通則法72条3項の規定で準用する民法147条2号所定の差押えに該当するものといえるから、承継前滞納国税8及び9の徴収権の時効は、いずれも中断することになった。そして、前記第2の2（3）スのとおり、その後、この平成12年差押処分の解除等がされたことはないから、当該時効は、いまだに完成していないというべきである。

（4）したがって、本件滞納国税の徴収権が時効により消滅したものと認められない。

3 これに対し、原告は、前記第2の3（2）のとおり、①昭和43年判決によれば、国税の徴収権についても、民法153条の規定が準用されるものと解される所、本件督促1ないし9は、いずれも実質的には催告としての性質を有するものにとどまり、同条の規定の準用により、6箇月以内に同条所定の措置がされない限り、時効の中断の効力は生じないことになるから、本件滞納国税の徴収権が時効により消滅したものであることは明らかである旨、②国税通則法72条3項所定の別段の定めについては、限定的に解釈すべきであるし、同法73条1項4号の規定をみても、民法153条の規定との関係が明記されていないから、同号所定の督促のみによって時効の中断の効力を認めて同条の規定の準用を排除することは、憲法84条に規定する租税法律主義の原則等に違反するものといえる旨などを主張する。

しかしながら、昭和43年判決は、他の法律に規定された時効の中断の特則によらずに民法153条の規定を準用して、滞納国税の納付の催告がされた事案において、原判決が、当該特則がある以上、それによらずに同条の規定を準用する余地はない旨を判示したことから、「金銭の給付を目的とする国の権利についての消滅時効の中断に関しては、適用すべき他の法律の規定のないときは民法の規定を準用すべきものとする会計法31条が、国税徴収権について適用あることはいうまでもない。されば、その徴収につき旧国税徴収法（明治30年法律第21号）の適用される本件において、徴税機関が未納税額につき納付を催告し、その後6箇月内に

差押等の手段をとったときは、民法153条の準用により、時効の中断を認めざるをえない。」と判示し、原判決を破棄したものである。このように、昭和43年判決は、当該特則である国税通則法73条1項4号所定の督促に該当する本件督促1ないし9がされた本件とは事案を異にするものであるし、当該特則による時効の中断がされた場合にまで民法153条の規定が準用される旨を判示したのではない。

また、前記第2の1(3)アのとおり、国税通則法72条3項は、国税の徴収権の時効については、この節に別段の定めがあるものを除き、民法の規定を準用する旨を定めたものであるから、この規定上、同法の規定が準用されるのは同項所定の別段の定めがないときに限られることになる。そして、前記第2の1(3)イのとおり、同項の規定の直後に置かれた国税通則法73条1項柱書きは、国税の徴収権の時効は、次の各号に掲げる処分に係る部分の国税については、その処分の効力が生じた時に中断し、当該各号に掲げる期間を経過した時から更に進行する旨を定め、同項4号は、督促については、督促状又は督促のための納付催告書を発した日から起算して10日を経過した日(同日前に国税徴収法47条2項の規定により差押えがされた場合には、そのされた日)までの期間とする旨を定めているところ、このように、民法153条所定の催告としての性質を本来有するはずの同号所定の督促について、同条の規定と異なる内容を定めていることなどを考慮すれば、国税通則法73条1項柱書き及び同項4号の規定が同法72条3項所定の別段の定めとして置かれたものであることは明らかである。そのため、同号所定の督促がされた場合に民法153条の規定が準用されることはないし、同号所定の督促によって時効の中断の効力を認めたとしても、それをもって、憲法84条に規定する租税法律主義の原則等に違反することにはならないと解される。

したがって、原告の主張はいずれも理由がない。

4 以上で述べたところによれば、本件差押処分は適法なものであると認められる。

第4 結論

よって、原告の請求は理由がないから、これを棄却することとして、主文のとおり判決する。

東京地方裁判所民事第3部

裁判長裁判官 市原 義孝

裁判官 小西 圭一

裁判官 和田 崇寛

別紙 1、別紙 2 - 1、別紙 2 - 2、別紙 3 省略